

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	環境局事業部事業管理課 (06-6630-3228)
処分課担当名	各環境事業センター
処分の名称	一般廃棄物処理手数料の減免 (犬・ねこ等の死体)
概要	犬・ねこ等の死体を排出される方が一定の要件を満たす場合には、その処理手数料を減免するもの。
根拠法令等 及び条項	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例 (平成5年3月1日条例第4号) 第31条 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009846.html) 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則 (平成5年4月1日規則第49号) 第14条 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011436.html#no03) 犬ねこ等の死体有料処理事務取扱要綱第5条 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000265708.html)
審査基準	一般廃棄物処理手数料の減免は、次のいずれかの場合に行います。 1 生活保護法による生活扶助を受けているとき 2 その他市長において特別の理由があると認めるとき 犬ねこ等の死体有料処理事務取扱要綱 (手数料の免除) 第5条 所轄区長又は所轄保健福祉センター所長の証明書の発行を受ける場合は、規則第14条第1項の規定により、第2号様式による手数料免除申請書及び当該証明書の提出をもって、手数料の免除を受けることができる。 2 災証明書の発行を受ける場合は、規則第14条第2項の規定により、第2号様式による手数料免除申請書及び当該証明書の提出をもって、手数料の免除を受けることができる。 3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) の規定による支援給付 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成19年法律第127号) 附則第4条第1項の規定による支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成25年法律第106号) 附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定による支援給付を含む。) の支給決定がされている者 (以下「支援給付者」という。) は、規則第14条第2項の規定により、第2号様式による手数料免除申請書の提出をもって、手数料の免除を受けることができる。なお、申請時においては、支援給付者であることを証明する本人確認証による確認を行うか、又は本人確認証の写しを添付させるものとする。 4 その他、規則第14条第2項の規定により、手数料の減免を受けようとする場合は、第2号様式による手数料免除申請書を提出しなければならない。
標準処理期間	即日
経由日数	1～2日
提出先	環境事業センター
提出時期	犬・ねこ等の死体の収集時
提出方法	
手数料	無料
相談窓口	環境事業センター
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000265708.html
備考	生活保護法による生活扶助受給者が免除申請をする場合には、免除申請書の生活扶助受給証明について、各区の保健福祉センター所長の証明が必要。